

平成30年度 指定管理者の管理運営に関するモニタリング評価結果

1. 対象施設

施設	本件総称		精華町立体育館・コミュニティーセンター及び町内体育施設	
	施設①	名称	精華町立体育館・コミュニティーセンター	
		所在地	精華町大字下狛小字神ノ木8番地	
		設置目的	住民のスポーツ振興を図り、かつ、文化の発展及び向上に寄与するため、体育館等を設置し、その名称、構成施設及び位置は次のとおりとする。ただし、愛称については、むくのきセンターと称する。	
	施設②	名称	打越台グラウンド・テニスコート	
		所在地	精華町大字北稲八間小字打越	
	施設③	名称	池谷公園多目的コート	
		所在地	精華町桜が丘二丁目21番地1	
	施設④	名称	木津川河川敷多目的広場	
		所在地	精華町大字下狛小字神ノ木先東方(木津川河川敷内)	
指定管理者	名称	特定非営利活動法人精華町体育協会		
	所在地	精華町大字下狛小字神ノ木8番地		
評価対象期間		平成30年度評価	平成30年4月～平成31年3月	
評価の方法等		<p>第一段階として、指定管理者より提出された平成30年度事業報告書を中心に、月次報告書、連絡調整会議、日常的に実施した指定管理者に対するヒアリング等により事業実績のモニタリング評価を実施した。</p> <p>第二段階として、モニタリングにより確認できた内容と、平成30年度から5年間の基本協定、平成30年度年度協定、教育委員会所管施設指定管理者評価委員会より提出された平成29年度評価結果、その他事業計画書に基づく当初の計画や目標等を比較し、評価を実施した。</p>		
施設所管部課名		教育委員会教育部生涯学習課		

2. 運営状況

項目		協定・計画等 (基本協定書に基づく)	実績 (平成30年度)	実績 (平成29年度)	検証結果・業務改善分析等
施設① 精華町立体育館・コミュニティーセンター	開館(開放)期間 または日数	12/28～1/4、毎月第4水曜日、大規模行事開催日等を除く	338日	340日	引き続き、精華町立体育館・コミュニティーセンター管理運営規則、基本協定等に基づく、適切な開館の対応ができています。台風による休館等のため、開館日が2日減少しました。
	開館(開放)時間	午前9時～午後10時	午前9時～午後10時	午前9時～午後10時	
施設② 打越台グラウンド・テニスコート	開館(開放)期間 または日数	357日(12/28～1/4を除く)	361日	361日	精華町体育施設管理運営規則、基本協定等に基づく、適切な開放の対応ができています。グラウンド、テニスコートともに夏季早朝利用を実施し、サービスを拡充したことが評価できる。
	開館(開放)時間	午前8時～午後10時	午前8時～午後10時 午前6時～午後10時 ※6/1～9/9限定	午前8時～午後10時 午前6時～午後10時 ※6/1～9/10限定	
施設③ 池谷公園多目的コート	開館(開放)期間 または日数	357日(12/28～1/4を除く)	361日	361日	精華町体育施設管理運営規則、基本協定等に基づく、適切な開放の対応ができています。
	開館(開放)時間	午前8時～午後10時	午前8時～午後10時	午前8時～午後10時	
施設④ 木津川河川敷多目的広場	開館(開放)期間 または日数	12/28～1/4、毎月第4水曜日、大規模行事開催日等を除く	338日	340日	精華町体育施設管理運営規則、基本協定等に基づく、適切な開放の対応ができています。
	開館(開放)時間	午前9時～午後6時	午前9時～午後6時	午前9時～午後6時	

3. 利用状況

項目		協定・計画等 (基本協定書に基づく)	実績 (平成30年度)	実績 (平成29年度)	検証結果・業務改善分析等
施設① 精華町立体育館・コミュニティーセンター	利用件数 (件)	利用件数に関する目標設定なし。	10,654	9,400	利用件数はこれまでの実績と比べて過去最多となったが、利用者数はやや減少した。利用者数は協定書による目標値を大幅に上回ったが、平成29年度の時点で目標値より大きく増加しており、さらなる増加が期待される。なお利用件数の増加は特にトレーニング室の利用増加が影響しており、利用者数の減少は開館日数が2日減少したことが主な要因である。
	利用者数 (人)	100,000	109,847	110,664	
施設② 打越台グラウンド・テニスコート	利用件数 (件)	利用件数に関する目標設定なし。	2,905	2,848	利用件数、利用人数とも増加し、平成29年度の実績と利用者数目標を上回った。施設改修後、利用者は増加している。
	利用者数 (人)	27,000	30,236	28,078	
施設③ 池谷公園多目的コート	利用件数 (件)	利用件数に関する目標設定なし。	924	1,024	利用件数、利用人数とも減少し、平成29年度の実績と利用者数目標よりも下回った。特に施設の経年劣化が目立つため、長寿命化計画に沿った施設改修等により、利用者増に向けた取り組みを進める必要がある。
	利用者数 (人)	9,000	7,404	8,308	
施設④ 木津川河川敷多目的広場	利用件数 (件)	利用件数に関する目標設定なし。	34	65	利用件数、利用者数ともにこれまでの実績を下回った。施設の今後の方向性や目標値について、検討を進める必要がある。なお、ゲートボール場等については平成25年度から利用者が無いことなどから、平成30年度に廃止した。
	利用者数 (人)	2,000	1,704	1,950	
合計	利用件数 (件)	利用件数に関する目標設定なし。	14,517	13,337	利用件数、利用者数ともに平成29年度の実績を上回った。
	利用者数 (人)	138,000	149,191	149,000	

4. 収支状況 ※本表では、施設別の実績を集約し、指定管理業務全体の収支状況を分析した結果を記載しています。

項目		協定・計画等 (30年度事業計画書に基づく)	実績 (平成30年度)	実績 (平成29年度)	検証結果・業務改善分析等
収入(円)	指定管理料	46,000,000	46,000,000	45,800,000	-
	利用料金	14,000,000	16,164,430	15,488,800	平成29年度の実績や平成30年度の目標値を上回った。また、精華町立体育館・コミュニティーセンターの利用料金が大幅に増加したことが評価できる。
	自主事業	2,500,000	3,268,650	2,853,700	各種教室の実施、新規事業等により、平成29年度の実績や平成30年度の目標値よりも上回ったことが評価できる。
	合計 ※上記以外の項目含む	62,501,000	65,512,503	64,675,400	利用料金、自主事業等、自助努力を要因とする収入増であることが評価できる。
支出(円)	人件費	30,890,000	32,133,943	30,336,098	予算や平成29年度実績を上回る結果となったが、無駄なく合理的に職員配置となるよう工夫されている。一方、利用者への対応強化や事業の拡大に伴い、人員の強化や人材確保のために、ある程度の人件費上昇が見込まれる。
	運営事業費委託料	7,952,000	8,201,500	7,538,263	今年度から、むくのきセンターの主な保守業務については包括的に一社に委託した。そのため、業務の効率化と専門的な維持管理業務を行うことができたが、運営事業費委託料全体としては増大した。
	光熱水費	12,383,000	11,721,813	12,078,809	利用者に対する節電・節水の啓発のほか、部分的なLED電球の使用など指定管理者の経営努力により、引き続き経費節減できたことが評価できる。
	修繕料	310,000	367,816	1,186,725	基本的に本来の金額要件内で修繕が行われたため、大きく減少した。
合計 ※上記以外の項目含む	62,501,000	63,520,363	62,164,640	項目の多くは、サービス水準を向上させた一方で、経費節減を図ることができたものと評価できる。	
収支状況の総括 (指標ア)		<p>・四つの施設合計の利用件数、利用人数とも増加し、利用料金収入も増加している。利用料金、事業収入ともに過去最高額となった。指定管理者独自の取り組みによる結果であることが評価できる。引き続き、工夫を凝らしたサービス提供により、収入増を目指してもらいたい。</p> <p>・支出においては、人件費や委託費は増加したが、光熱水費を抑制することができた。収支予算書の範囲内で適正に予算を執行している。</p>			

5. 減免状況

項目	種別	減免根拠 (減免割合(%))	上段：件数 (件) / 下段：金額 (円) (平成30年度)	上段：件数 (件) / 下段：金額 (円) (平成29年度)
施設① 精華町立体育館・コミュニティセンター	一般・行政	精華町立体育館・コミュニティセンター管理運営規則第7条 (100・50)	310 2,733,800	341 2,923,700
	社会教育関係団体・登録団体	精華町立体育館・コミュニティセンター管理運営規則第7条 (50)	371 3,634,400	371 3,696,200
施設② 打越台グラウンド・テニスコート	一般・行政	精華町体育施設管理運営規則第7条 (100・50)	36 116,600	12 70,600
	社会教育関係団体・登録団体	精華町体育施設管理運営規則第7条 (50)	145 1,067,250	130 1,083,400
施設③ 池谷公園多目的コート	一般・行政	精華町体育施設管理運営規則第7条 (100・50)	1 8,000	10 21,700
	社会教育関係団体・登録団体	精華町体育施設管理運営規則第7条 (50)	54 184,950	52 182,300
施設④ 木津川河川敷多目的広場	一般・行政	無料開放のため、減免事例なし。		
	社会教育関係団体・登録団体	無料開放のため、減免事例なし。		

6. その他管理運営状況 ※本表では、施設別の実績を集約し、特記事項について記載しています。

項目	協定・計画等	実施内容	検証結果・業務改善分析等
管理業務 (指標イ)	基本協定第9条等に基づき、清掃、警備、保守点検等を行う。	専門業者による法定点検のほか、指定管理者による定期点検等を実施した。	・今年度から、維持管理業務について、基本的に包括的に委託し委託費は増大したが、専門的で迅速な管理業務が行えるようになった。 ・基本協定等に規定する内容のほか、良好な施設環境を維持するための効果的な点検を実施することができている。
運営業務 (指標ウ)	基本協定第9条等に基づき、使用の許可、予約の調整等を行う。	引き続き、施設予約システムによる随時の受付・案内のほか、当日利用申込への対応、日程調整会議を実施した。町教育委員会との連絡調整会議を、平成30年度からは毎月行い、情報共有を行った。	・基本協定等に基づき、Webシステムの活用や団体間の調整により、円滑な予約環境を確保することができている。当日利用申込へも柔軟に対応することができている。 ・一定情報交換を行うことができているが、さらに現状等について情報共有していく必要がある。
自主事業 (指標エ)	事業計画書等に基づき、斬新なアイデア、施設機能の活用を図る自主事業を実施する。	引き続き、ジュニアバドミントン教室やいきいき健康スポーツ教室、親子パン教室などの事業を実施した。新たに親子合気道教室や町教育委員会との共催でむくのき文化講座などを開催した。	・むくのきセンターでは、生涯学習の拠点施設として、引き続き各種事業を実施した。特に文化面で複数の新たな事業を開始したことは、新たな利用者の獲得につながるものであると評価できる。 ・ただし、文化事業については、まだ新規事業に取り組む余地があると考えている。
職員の確保・育成 (指標オ)	事業計画書等に基づき、必要な職能を備えた人材を確保し、定期的な研修を実施する。	定期的な職員会議を実施した。各職員の責任を明確にし、意欲の向上を図った。期的な研修は行っていない。	・職員会議による課題の共有、仕事に取り組む姿勢の指導及び責任の明確化は、職員の意欲とサービス向上につながるものと評価できる。 ・ただし、改めて接遇等の定期的な研修を実施する必要がある。
利用者ニーズの把握 (指標カ)	事業計画書等に基づき、利用者意見ボックスを設置し、アンケートを定期的実施する。また、ホームページ等で広く住民の意見を求めることも検討する。	引き続き利用者意見ボックスを設置している。利用者アンケートは実施しなかった。	・利用者意見ボックスを設置していることは評価できる。実施できていない利用者アンケートの実施やホームページ等での意見募集に取り組む必要がある。
情報公開・個人情報保護 (指標キ)	基本協定第19条及び20条に基づき、利用者等の個人情報の取り扱いについて関連法令を遵守する。	基本協定等に基づき、利用者等の個人情報を管理した。職員ごとにデータ管理権限を切り分けたり、簡単にデータコピーして利用できないようなデータ形式にするなどを行っている。	・基本協定等に規定の内容を実施することができている。改めて研修などを行うことも必要である。
危機管理 (指標ク)	事業計画書等に基づき、危機管理マニュアルを作成し、訓練等を通じ、危機管理体制を確立する。	防災設備の点検等、施設構造及び機器取扱いに関する学習を進めた。ただし、定期的な避難訓練が行われていない。	・日常的な防災施設の点検等、危機管理体制の充実、意識の醸成に努めたことが評価できる。定期的な避難訓練や研修を行う必要がある。 ・広域避難場所としての機能が発揮できるよう、さらに教育委員会との調整を進める必要がある。

7. 総括

<p>指定管理者の自己評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●運営状況として、利用者の増加及び事業の拡大に伴い、人員の強化を図ってきたが、今後、さらに人員の増強を図っていく必要がある。個人情報の取り扱いについては、職員に対し慎重な取り扱いを指示しているが、今後ともより一層徹底していきたい。町との毎月の連絡調整会議を中心に日常的な情報共有が図れた。 ●施設利用状況として、むくのきセンター及び打越台グラウンド・テニスコートで目標値を達成することができた一方、池谷公園テニスコートでは施設の老朽化がすすみ、打越台テニスコートが改修されたこともあり年々利用者が減少傾向にある中、今年度も目標値の80%に留まった。木津川河川敷多目的広場は、立地条件から使用についての制限事項も多く、日常活動ではほとんど使用されていない。今年は10月に自転車イベントが開催されたことにより目標の80%となったが、指定管理者としてもこのような現状の中での利用者増は厳しいと考えている。 ●自主事業として、スポーツ教室事業を中心として、健康づくり事業ではフィットネススクールを充実させ、より質の高いサービスを安価で住民に提供することができた。また、2期目の課題として挙げていた文化活動についても、今年度より教育委員会との共催により文化講座を開設し、生涯学習の拠点としての役割も果たすことができた。 ●収支状況として、利用料金、事業収入ともに指定管理者制度導入後、過去最高の収入が得られた。利用料金では、むくのきセンターで、町外利用者の増加が収入増につながっていると考えている。 ●事業収入は、スポーツ教室事業を中心に、フィットネススクールとクッキングスクールの会員制事業により、収入を確保することができた。
<p>町施設所管課の評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●人件費の増加については、利用者への対応強化や事業の拡大に伴い、人員体制の強化や人材確保のために、ある程度の人件費の上昇が見込まれている。全体的な運営の中で、今後の指定管理料の増額を検討する可能性もある。 ●むくのきセンターについては、生涯学習の拠点施設としての役割を十分に理解し、引き続き各種団体との連携による各種教室や講座、自主事業を実施し、むくのき文化講座など文化的な新しい自主事業にも取り組んでいる。ただし、文化事業については、まだ新規事業に取り組む余地があると考えている。 ●特に、むくのきセンター利用についてクッキングスクールの会員制の本格実施し、会員のみを対象とする教室をプラスして開催するなど、継続的な利用につなげる工夫ができています。 ●特にトレーニング室の利用が拡大しており、個人での施設の利用を促進させている。 ●包括的に保守事業を委託することにより、専門的で効率的に施設管理が行われている。 ●利用料金、事業収入ともに過去最高額となった。指定管理者独自の取り組みによる結果であることが評価できる。 ●令和元年10月に予定される消費税率の引き上げに伴い、利用料の一部見直しが行われる。中長期的な経営観点から、支出抑制だけでなく、収入と支出両面から、指定管理者として今後の運営計画を検討していくことが必要である。その際には、むくのきセンターでは町外利用者の増加が収入増につながっているとの分析など、利用者の属性や利用内容などをより詳細に分析し、さらに利用の拡大へとつなげることが課題と考える。 ●職員の育成や研修のために、改めて待遇や個人情報保護等に関する定期的な研修を実施する必要がある。